

平成 29 年度中小企業海外市場開拓支援事業実施要領

第 1 趣旨

この要領は、中小企業海外市場開拓支援事業実施要綱第 12 の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 対象事業等

対象事業は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの間に実施する下表の事業とし、複数事業による申請は認めないものとする。

対象事業	条件
(1) 海外見本市出展	対象期間中に、商談を伴う海外見本市・展示会への出展、或いは海外で開催される商談会に参加すること。
(2) 海外向け販売促進媒体作成	対象期間中に作成業者等に発注し、納品を受けること。雑誌等への広告掲載については、対象期間中に発注し、掲載日は、対象期間内であること。
(3) 海外特許出願	・対象期間中に海外特許の出願を行い、受理官庁にて受理されることとして、以下の a～c のいずれかに該当すること。実用新案・意匠権・商標権は対象外とする。 a. 外国への直接出願 b. PCT 出願 c. PCT 出願に係る国内段階移行手続き（日本国内への移行手続きは対象外） ・特許庁平成 29 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）への申請を行っていること。
(4) 海外市場調査	対象期間中に外部機関を利用して以下の a～c の委託調査を実施し、調査結果を受領すること。 a. 海外市場調査 b. 仕入先・販売先開拓調査 c. 海外企業信用調査
(5) 海外認証取得申請	対象期間中に、海外認証取得のための申請を行うこと。ただし、海外市場にて製品の販売を行う際に必要不可欠な製品の性能等の規格・認証に限る。

第 3 支給対象経費

対象となる経費は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 20 日までの間に支払を行うものとする。

下表に記載された経費のほか、公益社団法人静岡県国際経済振興会が認める経費とする。

ただし、海外見本市への出展に係る経費のうち、小間料金に関しては、既に前年度に支払われたものも対象経費とする。

事 業	対象経費
(1) 海外見本市出展	・小間料金 ・小間装飾費 ・備品レンタル代金 ・通訳料、臨時販売員雇用費 ・展示ブースの付帯設備設置費・使用料 ・小間宣伝用媒体作成（ポスター、パネル、タペストリー、見本市配布用パンフレットなど） ・展示品、パンフレット等の輸送費、梱包費 ・公式カタログ掲載、P R 料金 等

事業	対象経費
(2)海外向け販売促進媒体作成	・デザイン・企画料 ・印刷費 ・翻訳料 ・広告掲載費 ・広告原稿作成費 ・ホームページ作成費
(3)海外特許出願	・直接出願した当該外国の出願手数料 ・PCT 出願に係る国際出願手数料 ・PCT 出願による国内段階移行時の手数料 (日本国内移行分は対象外) ・弁理士費用(国内弁理士、現地代理人) ・翻訳料 ・国際調査手数料、国際予備審査手数料
(4)海外市場調査	・委託調査費、レポート作成費等 ・仕入先・販売先開拓費用、海外企業信用調査費用 上記の内、自社による調査経費は対象外とする。
(5)海外認証取得申請	・認証等取得費(検査、試験料金、認証登録料、その他 認証登録機関に支払う経費) ・事前検査関連費 ・翻訳料

第4 申請手続

要綱第 5 に記載のその他書類および申請期限は、次のとおりとする。

(1) 申請書類

共通		・直近 3 ヶ年の決算書、個人の場合は確定申告書
		・会社案内
		・製品カタログ、パンフレット
		・経費の明細がわかる見積書又は請求書或いは金額が確認できる資料
		・申請時チェックリスト
事業別	海外見本市出展	・出展する見本市の概要がわかる資料
	海外向け販売促進媒体	・販売促進を行う製品の日本語パンフレット又はホームページの写し等、製品内容が分かる資料 ・広告掲載を予定しているメディア、及びメディア媒体の資料
	海外特許出願	・出願予定の特許技術の概要がわかるもの
	海外市場調査	・調査会社の概要資料、調査結果の報告書サンプル
	海外認証取得申請	・取得申請を行う認証の内容が分かる資料

(2) 申請期限 平成 29 年 6 月 23 日(金)(当日必着)

第5 実施報告

事業の効果（商談件数、成約件数、成約金額、その他販路開拓状況等）を、実施報告書(様式第 3 号)に詳細に記載すること。また、要綱第 9 に記載の別に定める書類は、次のとおりとする。

共通		支払を証する書類。下記必須とする。 現金払の場合：領収証の写し 振込の場合：金融機関が発行する振込控の写し
事業別	海外見本市出展	出展状況が確認できる写真又は映像データ
	海外向け販売促進媒体	作成した販売促進媒体の内容が確認できる書類
	海外特許出願	海外特許出願を証する書類の写し
	海外市場調査	海外市場調査の結果が確認できる書類の写し
	海外認証取得申請	海外認証取得申請を証する書類の写し

報告期限：実施後 2 週間以内

(平成 30 年 3 月 20 日公益社団法人静岡県国際経済振興会着を最終期限とする)